

2008年8月25日、ブカシ

No :

性格：緊急

添付：

件名：一部の作業の委託について

在ブカシ県企業代表者殿

通達

ご存知の通り、サービス提供会社への一部作業への委託(アウトソーシング)については法律 2003 年 13 号及び労働大臣令 2004 年 101 号に規定の通りである。

実際の現場において、賃金カット、規定を下回る賃金、労働者サービス提供会社への支払い、法規を下回る権利の支払い、その他の権利のカットなど、労働者にとって損害となりうる多くの問題が発生している。

上記に関連し、以下についてお伝えしたい：

1. サービス提供会社への一部作業の委託は以下の作業の実施のみに限り許されている：
 - a. 清掃サービス
 - b. 従業員用の食事・ケータリング
 - c. 警備員
 - d. 鉱業・石油事業サポートサービス
 - e. 従業員向けの輸送サービス
2. サービス提供会社の従業員のうち、上記 1 の a から e 以外の作業でユーザー会社に雇用されている労働者は、作業を提供する会社との直接的雇用関係と自動的に変更になる。
3. 基本的事業活動或いは生産工程と直接関連する活動に関連する作業については、ユーザー会社は有期雇用契約に基づく労働者の雇用に限りそれが許される。
4. 2 項に規定の雇用関係の発生については労働監督担当官が定める。
5. 1 と 2 の規定の実施の逸脱が生じた場合、労働者及び或いは労働組合は、労働局に報告できる。
6. 上述の逸脱の報告については、労働監督担当官がフォローアップすることが義務付けられている。
7. 作業を提供する会社は、1 の規定に合致しない労働者サービス提供会社との新たな契約や契約の延長を行うこと禁じられる。

以上、本通達は、正しく実施されるよう、作成された。

ブカシ県知事

Drs H. Sa'duddin MM.

写しの送り先：

1. 労働移住大臣
2. 西ジャワ州労働移住局
3. ブカシ県地方議会議長
4. ブカシ県 APINDO
5. ブカシ県の労働組合
6. ブカシ県の労働者サービス提供会社
7. ブカシ県の労働者サービス提供会社協会